

昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」について

目 次

- 「旧軍毒ガス弾等の全国調査の実施について」 1 頁
- 「旧軍毒ガス弾等の全国調査結果報告(案)」 2 頁

旧軍毒ガス弾等の全国調査の実施について

大久野島毒ガス問題
関係各省庁連絡会議
4 8 - 3 - 2 2

1. 調査方法等

本調査は、佐藤前総理の指示に基づき、関係各省庁及び各都道府県の協力を得て実施し、本連絡会議においてとりまとめたものである。

本調査は、次の項目について残存資料の点検、関係者等からの事情聴取の方法により実施したものである。

- (1) 終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄状況
- (2) 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海処理の状況

2. 調査結果

(1) 終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有及び廃棄の状況

毒ガス弾等の保有及び廃棄の状況については、高度の秘密事項に属していたため、終戦時にその殆んどが処分されてしまっており、また当時の軍機密に関与し得た責任のある地位の人々の多くが故人となっている等のため、十分な資料を得るに至らなかったが、得られた報告によれば、終戦時に毒ガス弾等が保有されていたとされる地点は全国で18箇所である。これら地点に保有されていた毒ガス弾等の廃棄状況についても同様確定的な資料を得るに至らなかったが、焼却破壊又は海中投棄の方法により処理されたものとみられる。

海中投棄された箇所としては、全国8箇所が報告されている。

(2) 戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況

戦後において旧軍毒ガス弾等が発見され、又は、被災事故が発生した地域は、14都道府県において報告されており、被災者が生じた事例は20件、被災者数は約130人と報告されている。このうちには、目のいたみなど軽微な一過性の傷害も含まれており、その態様はまちまちである。このうち、昭和40年以降においても人身事故の発生が報告されている地域としては、青森県陸奥湾、千葉県銚子沖、広島県大久野島周辺海域の3海域があり、40年以前の事例発生地点の殆んども(1)の海中投棄箇所と関連していることが報告されている。掃海処理の状況については、(1)で報告された海中投棄箇所8カ所中3カ所は、掃海が行なわれ、2カ所は掃海はなされていないが、毒ガス弾の有無の実地探査が実施され、1カ所は掃海実施後さらに実地探査が実施されている旨報告されている。残り3カ所は、深度が深く、安全上問題が認められない箇所であり、投棄箇所中安全上何らの措置も講ぜられていない箇所はなかった。

(編集注)

1. 終戦時に毒ガス弾等が保有されていたとされる18箇所

北海道千歳、青森県大湊、山形県米沢市、千葉県習志野市、東京都新宿区、神奈川県横浜市、神奈川県寒川、神奈川県平塚市、神奈川県吉積、静岡県引佐郡(2ヶ所)、富山県高岡市、広島県竹原市、広島県江田島、山口県大嶺、福岡県北九州市、大分県大分市、福岡県志賀島

2. 毒ガス弾等が海中投棄されたとして報告されている8箇所

陸奥湾、銚子沖、相模沖、浜名湖(遠州灘へ再投棄)、大久野島周辺、土佐沖、周防灘、別府湾(土佐沖へ再投棄)

3. 前記8箇所の掃海処理の状況

掃海が行われた3箇所：別府湾、陸奥湾、銚子沖

実地探査が行われた2箇所：周防灘、大久野島周辺

掃海・実地探査が行われた1箇所：陸奥湾(再掲)

深度が深く安全上問題が認められない3箇所：土佐沖、相模湾、遠州灘

4. 戦後において毒ガス弾等が発見され、又は被災事故が報告されている都道府県

北海道、青森県、宮城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、福井県、広島県、山口県、福岡県、大分県、熊本県

旧軍毒ガス弾等の全国調査結果報告(案)

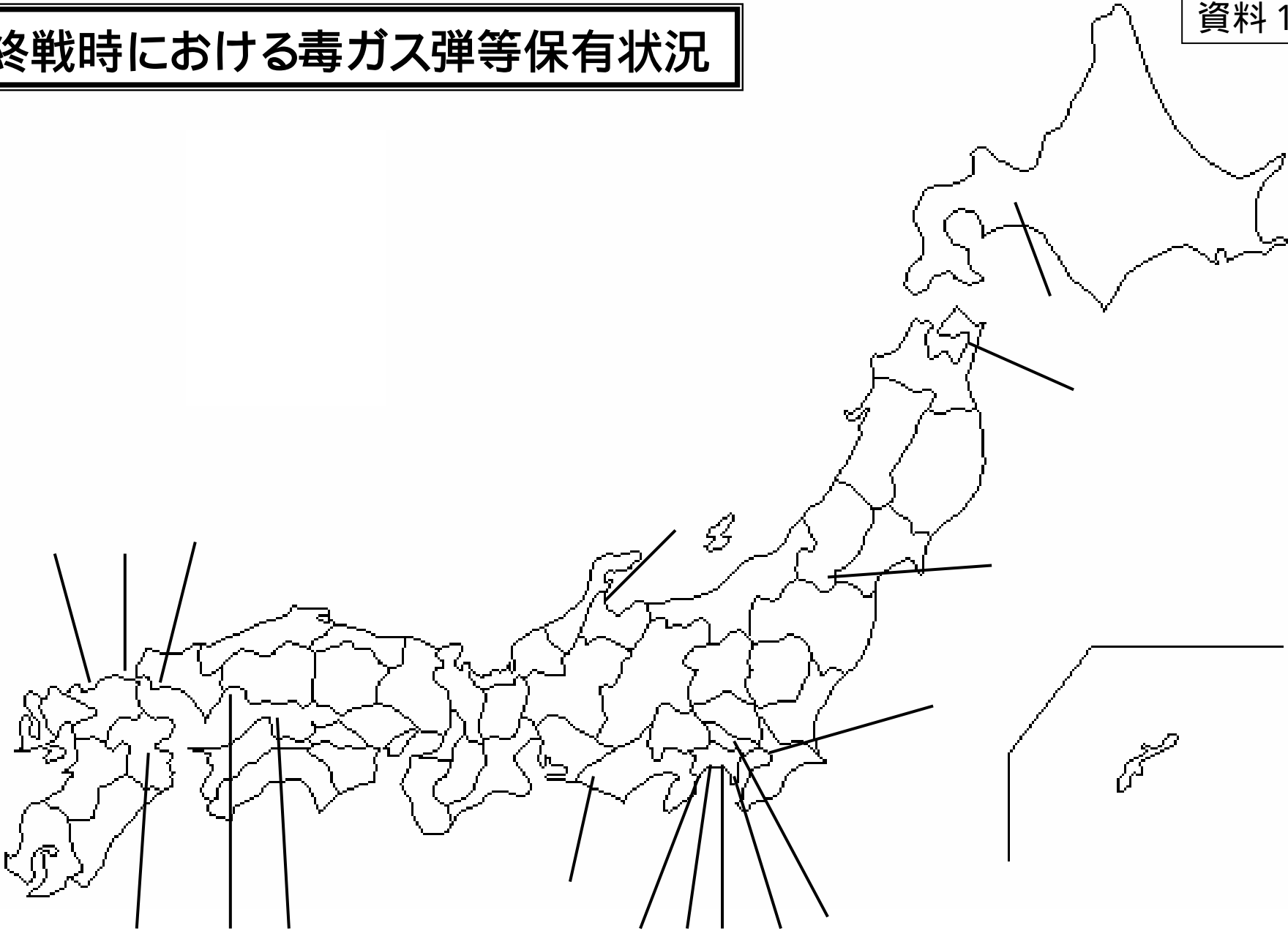
この報告書は、昭和47年6月5日に開催された、「大久野島毒ガス問題関係省庁連絡会議」において合意された、別添「旧軍毒ガス弾等の調査要領」及び「同実施細目」に基づき、関係各省庁（環境庁、警察庁、防衛庁、厚生省、水産庁、海上保安庁）及び各都道府県が実施した調査結果をとりまとめたものである。

1 (終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有状況)

- (1) 本調査項目は、厚生省が中心となり、旧陸軍省、旧海軍省からの引継ぎ資料による調査、関係者等に対する照会調査等により実施した。毒ガス弾等については、旧軍において高度の秘密事項に属していたこと、秘密書類の多くが終戦時及びその直後処分されてしまっていること、また、当時の軍機密にタッチし得た責任的地位にあった人々の多くが故人となってしまっていること等のため、実態の全面的把握は調査不能であった。なお、当時の在日米駐留軍の資料の存否も調査したが該当資料は皆無に近い状況であった。
- (2) 残存資料、関係者の証言から明らかとなった保有状況は資料1の1及び1の2の通りである。調査により明らかとなったこれらの毒ガス弾等が、当時全国各地で保有されていたもののうちの、どの程度にあたるかは明らかでない。調査により明らかとなった以外に全国各地に配置されていた各部隊等もそれぞれ若干にしる毒ガス弾等を保有していたものとみられる。

終戦時における毒ガス弾等保有状況

資料1の1



番号	保有部隊等	場所	イペリット	ルイサイト	青酸	ジフェニールシアンアルシン	砲 爆弾
1	海軍航空廠千歳工場	北海道千歳	3.7t				
2	大湊警備府管下	青森県大湊					2,000発
3	陸軍技術研究所米沢分室	山形県米沢市	若干(注1)			若干	
4	陸軍習志野学校	千葉県習志野市	不明(注2)	6t	若干		
5	陸軍技術研究所	東京都新宿区	0.1t				
6	海軍航空廠瀬谷工場	神奈川県横浜市	150.5t				
7	相模海軍工廠	" 寒川	47.7t			23.9t	
8	相模海軍工廠化学実験部	" 平塚市	0.4t	10.2t		77.0t	
9	陸軍技術研究所吉積出張所	" 吉積	鉄ガメ20ヶ、ドラム缶30缶				
10	陸軍技術研究所三方原出張所	静岡県引佐郡	ドラム缶1缶				
11	三方原陸軍教導飛行団	"	16t	2t			
12	陸軍技術研究所高岡出張所	富山県高岡市	0.8t				
13	陸軍造兵廠忠海製造所	広島県竹原市	2,278.0t		13.2t	958.1t	
14	海軍航空廠切串工場	" 江田島	192.8t				
15	陸軍兵器補給廠大嶺常駐班	山口県大嶺					弾薬箱50,000箱
16	陸軍造兵廠曾根製造所	福岡県北九州市					(16,000発)(注3)
17	海軍航空廠大分工場	大分県大分市	90t				
18	海軍航空廠博多工場	福岡県志賀島	1.1t				
合計			2,799.3t		13.2t	1,059t	弾薬箱50,000箱 ガス弾18,000発

(注1) 若干保有されていたとの証言はあるが数量が確認できないものである。

(注2) 相当量保有されていたとの証言はあるが数量が確認できないものである。

(注3) 終戦時には既に在庫がなかったとの証言もあるが、保有されていたことが記録に残っているので計上したものである。

(注4) 砲・爆弾とは、イペリット、ルイサイト、青酸、ジフェニールシアンアルシンの毒ガス爆弾をいう。

2 (終戦時における旧軍毒ガス弾等の廃棄状況)

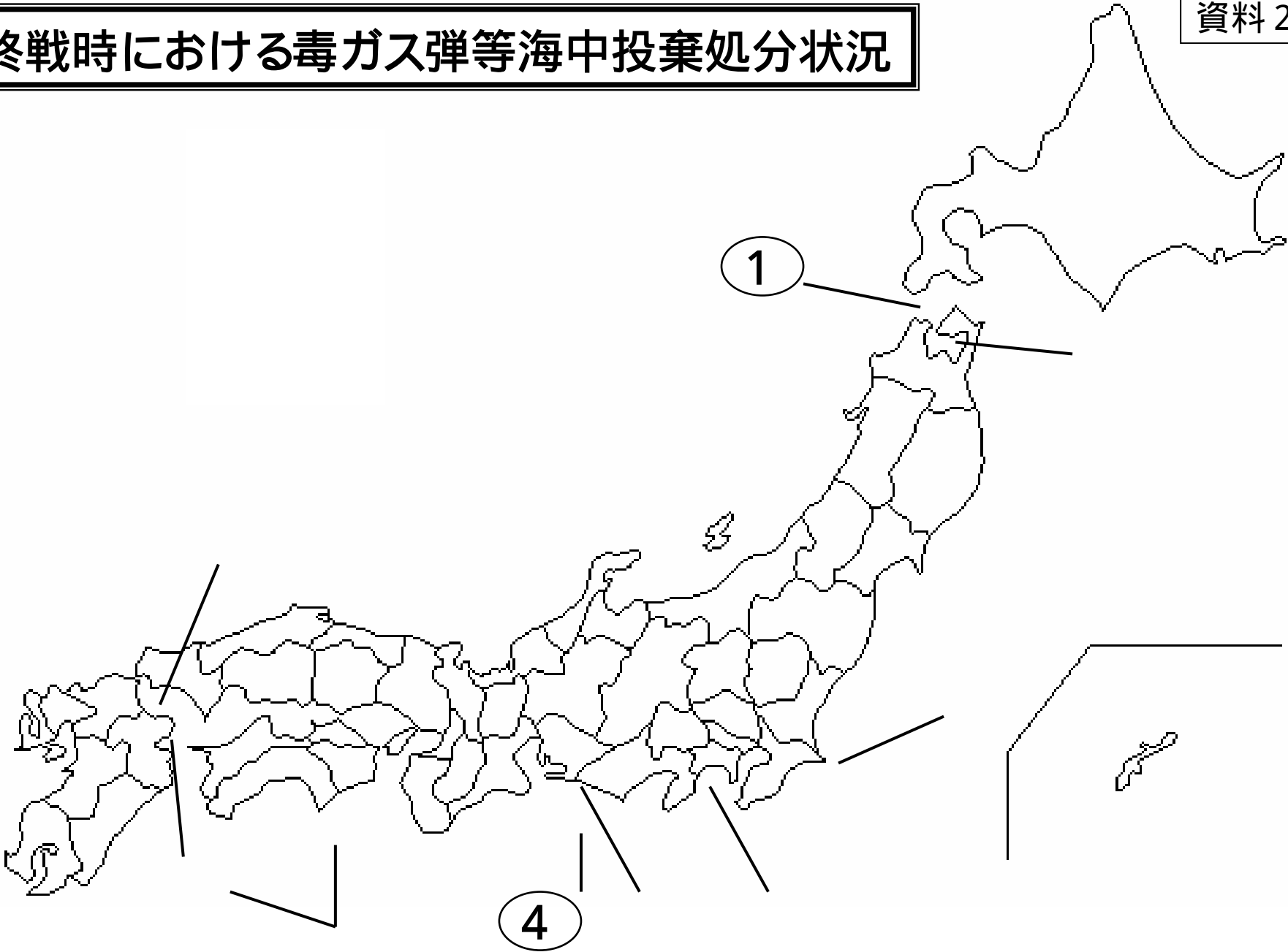
(1) 本調査項目は、関係各省庁、地方公共団体が保有する資料、及び関係者からの事情調査により実施したが、この調査項目についても、1の調査項目(終戦時における旧軍毒ガス弾等の保有状況)と同様の事情のため、実情の全面的把握はできなかった。明らかとなった廃棄状況は資料2の1及び2の2の通りである。

(2) 処理方法はおおむね次の通りであった。

旧軍毒ガス弾等の処理は、在日米兵站司令部の命ずるところによって実施された。処理方法は焼却破壊及び海中投棄が最も安全なものとして採用されたが、主としては海中投棄であった。海中投棄は最寄りの集積地汀線から、10マイル(約18.5km)以上沖で3,000フィート(約1,000m)以上の深さのある場所と推定され、日本人作業員は専ら投棄船の操縦及び投棄作業の実施に用いられ、監督の任にあたる在日米軍は看視船を同行するか又はL-5飛行機から看視することによってその実施作業を監督した。なお、監督の目を逃れ、しばしば投棄指定場所が侵犯された旨が残存資料に指摘されている。

終戦時における毒ガス弾等海中投棄処分状況

資料 2の 1



番号	期 間	イペリット	ルイサイト	青酸	ジフェニール シアンアルシン	砲 爆弾	備 考
1	昭20.8					2,000発	昭24～25の間1'に再投棄
2	昭20.8～21.5	不明					
3	昭20.8	2t					
4	昭20.8	16t	2t				昭25.7～9の間4'に再投棄
5	昭21.8～21.10	1,845t	930t		990t	16,308発	
6	昭20.12					不明(注2)	
7	昭20.10	90t					
合計		2,885t			990t	18,308発	

(注1) 上記表以外に焼却処分されたものについては、広島県大久野島、東京都新宿区陸軍技術研究所等数箇所においてイペリット等約70t分が明らかとなっている。

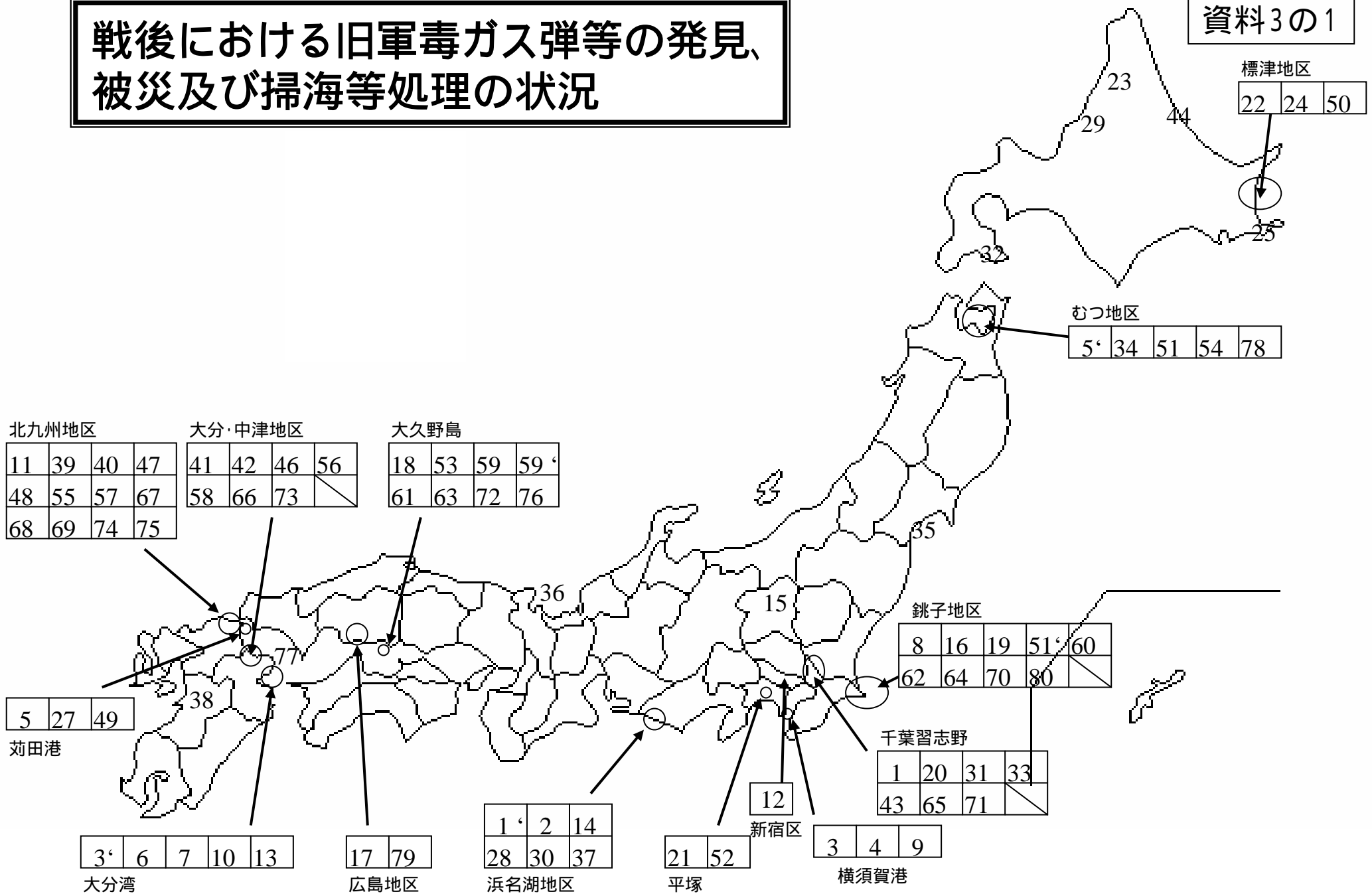
(注2) 大量に投棄されたとの証言があるが数量を確認できないものである。

3（戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況）

- (1) 本調査項目は、関係各省庁、地方公共団体が保有する資料により実施した。昭和20年代のものについては、資料が不整備であったが、それ以降については、該当事案は全て把握されたものと考えられる。該当事案は資料3の1及び3の2の通りである。
- (2) 本調査の資料調査実施と併行して、青森県の陸奥湾（昭和47年8月21日～8月31日）、山口県の周防灘（昭和47年6月12日～6月16日）において実地調査が実施された。この実地調査は 機雷探知機による海域全般の搜索。探知目標に対する水中テレビによる確認。海底の海水及び泥土の採取、毒性検査を行ったものであり、関係県に防衛庁、厚生省、海上保安庁が協力した。結果はいずれも毒ガス弾等の有無は確認できなかった。
- (3) 被災状況については、昭和40年以降もなお毒ガス弾等による人身事故が発生した地点は青森県陸奥湾、千葉県銚子沖、広島県大久野島周辺海域の3箇所であり、この意味ではこの3箇所については、なお、毒ガス弾等の危険が残っている地域ともいえるが、千葉県銚子沖については既に掃海を実施済みであり、青森県陸奥湾、広島県大久野島周辺海域については既に実地調査を実施したが、ガス弾等の存在を確認しえないものである。
- (4) 本調査実施の時点で、毒ガスが発見されたまま処理がなされていないものは、広島市内の倉庫会社に放置されているジフェニル・アルシン（ドラム缶入1,120本）であり、あることが確認し得ているものとしては、栃木県益子町益子小学校校庭に埋められているイペリット広口ガラスビン入500～1,000g（推定）である。この2件については、関係県において処理対策を検討中であるが、当該県より国側もその処理対策を検討すべきであるとの意見が出されている。この2件以外には、毒ガス弾等が発見されたままの事案又はあることが確認し得ている事案はない。
- (5) 本調査項目該当事案多発地点は、調査項目1及び2により明らかとなった保有場所及び投棄場所と関連のあるものであり、調査項目1及び2で明らかとなった保有場所、投棄場所以外での該当事案多発地点はないので、調査項目1及び2に大きなもれはないのではないかと推定される。

戦後における旧軍毒ガス弾等の発見、被災及び掃海等処理の状況

資料3の1



No.	年月日	種類	単位	数量	摘要	No.	年月日	種類	単位	数量	摘要	No.	年月日	種類	単位	数量	摘要	
1	26.6.28	ルイサイト	かん	3	14傷	29	37.6.12～14	くしゃみ性	個	1		57	44.7.4	イペリット	個	2		
2	27.6.1	イペリット	かん	1	傷	30	6.24～29	毒物容器	かん	2		58	同	同	＃	1		
3	29.2.21	同	個	1		31	8.21	イペリット	個	8		59	8.26	くしゃみ筒	本	4		
3	3.16	同	＃	1	3傷	32	9.15～23	くしゃみ性	＃	1		60	11	イペリット	かん	2	(掃海)	
4	3.24～31	同	＃	不明	(掃海)	33	9	イペリット	＃	2		61	45.1.12～16	くしゃみ筒	本	650		
5	4	同	＃	不明	3傷	34	10.4～6	同	＃	1	5傷	62	1.17～25	イペリット	かん	8	15傷	
6	5.24～29	同	個	6		35	11.8～9	イペリット容器	かん	10		63	3.3～5	-	-	-	(調査)	
7	6.14～19	同	＃	6		36	38.3.16	イペリット	個	1	3傷	64	3.2～10	イペリット	かん	11	8傷(掃海)	
8	6.24	同	＃	2	6傷	37	6.21	イペリット容器	かん	2		65	6.8～12	イペリット容器	＃	4		
9	7.7～8.6	同	＃	306	(掃海)	38	7.8～9.22	イペリット	＃	2		66	6.19	不明	個	1		
10	10.6～13	同	＃	不明		39	10.1	同	個	2		67	＃	イペリット	＃	1		
11	30.6	同	個	17		40	11.25	くしゃみ性	＃	1		68	＃	同	＃	1		
12	7	イペリット ルイサイト	かん	12		41	39.9.12	イペリット	＃	1		69	＃	同	＃	1		
13	9.15～ 31.12.6	イペリット	個	2494	(掃海)	42	同	同	＃	2		70	9.16～10.2	同	かん	22	8傷(掃海)	
14	12.20～22	同	かん	1		43	11.18	毒ガスボンベ	本	6		71	12.4	イペリット・ シアン化	本	100		
15	31.5.25～26	不明	個	1		44	40.6.7～12	くしゃみ性	個	1		72	12.13	不明	＃	1	4傷	
16	32.9.13	イペリット容器	かん	1	10傷	45						73	46.7.1	イペリット	個	1		
17	33.4	イペリット	個	21		46	?	イペリット	＃	1		74	9.11	同	＃	2		
18	5.29	青酸	本	1	1死27傷	47	?	同	＃	1		75	47.5.4	同	＃	1		
19	34.6.23～7.2	-	-	-	(掃海)	48	?	同	＃	1		76	5.30～31	イペリット容器	かん	2		
20	35.2.17～19	ルイサイト	かん	1		49	41. ?	同	＃	1		77	6.13～16	-	-	-	(調査)	
21	6.5～6	不明	-	-		50	42.8.11～15	不明	＃	1		78	8.29～31	-	-	-	(＃)	
22	7.12～13	イペリット	個	3	6傷	51	9.5	同	＃	10	2傷	79		ジフェニール アルシン	t	100		
23	7.27～8.5	くしゃみガス筒	本	2		52	43.3.10～29	ジフェニール アルシン	t	50		1'	22.7.15	イペリット	かん	1	2死	
24	11.1	不明	個	1		53	5.11	毒物ボンベ	本	1	1傷	51'	42.9.26	イペリット	個	1	5傷	
25	36.1.12～13	同	＃	3		54	8.28～31	イペリット	個	1	1死1傷	5'	29.4	不明	＃	1	1傷	
26						55	?	同	＃	1		80	46.10.6～ 47.1.10	イペリット	かん	30		
27	4.1	イペリット	＃	1		56	?	同	＃	1		59'	44.11.13～20 12.16～18	-	-	-	(調査)	
28	37.3.27～28	毒物容器	かん	2														

統 括 表

都道府県	調査項目 1	調査項目 2	調査項目 3	(4) 結論
北海道	1		22 23 24 25 29 32 44 45 50	(ア)1の1の処分状況が明らかでないが、千歳周辺に3の事案がないことからみて安全に処分済みと判断される。 (イ)3の事案としては9件あるが、多量にわたるものはない。周辺に配置されていた部隊等の保有していたものの処分もれとみられる。 (ウ)今後、処分もれのものの発見がないとはいえないが、一般的には危険予測材料なし。
青森	2	1 1'	34 51 54 78 5'	(ア)1の2の処分状況は2の1であり、さらに2の1'に再処分された。 (イ)2の1'は水深も深く危険は予想されない。 (ウ)3の事案は、2の1の再処分の残存分によるものと判断される。このため昭47.8.21～8.31の間水中カメラ等による実地調査がなされた(3の78)が、発見に至っていない。
岩手				危険予測材料なし。
秋田				同 上
山形	3	昭20.8 米沢市郊外にて焼却		同 上
宮城			35	同 上
新潟				同 上
福島				同 上
茨城	教育用イペリット等少量(東部37部隊)	昭20.8 練兵場で焼却		同 上

千葉	4	2 昭和20.8 習志野学 校内で焼却	8 16 19 51' 60 62 64 70 80 以上 銚子地区 1 20 31 33 43 65 71 以上習志野地区 (注)銚子地区の事 案については、茨城 県内の漁協の漁船 が発見したものもあ るが便宜上本県に 入れた。	(ア)2の2に投棄されたものは、千葉県下に保有されていたもののみならず、関東周辺都県に保有されていたものもここに投棄されたとの証言があるが、種類・数量は確認できない。 (イ)3の16の事案発生後、昭34年度、昭44年度、昭45年度の3回掃海事業を実施し、合計35個のイペリット缶を処理したが、なお昭46年度においても30個(3の80)の引揚げがあり、今後とも引揚げられる可能性がある。 (ウ)3の習志野地区の事案は習志野学校の処分もれが発見されたものと考えられるが、危険予測材料はない。
栃木	イペリット500g～ 1000g(第181連隊)	益子小学校校庭に 埋没処理		放置しておいても特に危険があるとは考えられないが、県側は処理を希望している。
群馬			15	3の15の事案は周辺に配置されていた部隊等の保有していたもので、処分もれと推定される。昭和31年に発見された以降、該当事案はなく、危険予測材料はない。
埼玉				危険予測材料なし。
東京	5	昭和20.8 陸軍技術 研究所内において 焼却	12	(ア)3の12の事案は、1の5の処分もれと考えられる。 (イ)昭和30年に発見された以降該当事案はなく、危険予測材料なし。
神奈川	6 7 8 9	3	3 4 9 21 52	(ア)1の6、7、8、9の処分方法が不明であるが、2の3及び横須賀港付近に一部が投棄されたものと推定される。 (イ)2の3は水深1200～1500mであり、この地点での発見事案等はない。 (ウ)横須賀港付近については3の9の掃海後、発見事案等はない。 (エ)平塚地区の3の21、52の事案は、1の7、8の処分もれと考えられる。 (オ)以上の通り危険予測材料はない。
山梨				危険予測材料なし。

静岡	10 11	4 4'	2 14 28 30 37 1'	(ア)1の10、11は2の4に投棄された。 (イ)2の4の投棄処分方法は、在日米軍が命じた処分方法に反するとして、昭和25.7～9の間4'に再投棄された。 (ウ)再投棄後も、浜名湖地区では3の事案として5件の発生をみているが、昭38年以降は該当事案はない。危険予測材料なし。
長野				危険予測材料なし。
岐阜				同 上
愛知				同 上
三重				同 上
富山	12	昭20.8 演習場内で 焼却処分		同 上
石川				同 上
福井			36	昭38年に3の該当事案が1件あるのみであり、危険予測材料なし。
滋賀				危険予測材料なし。
京都				同 上
奈良				同 上
大阪				同 上
和歌山				同 上
兵庫				同 上
岡山				同 上

広島	13 14	5 昭21.5～11 大久野島で焼却処分(イペリット40t、ルイサイト19t、青酸ガス10t)同時期に大久野島島内地下壕に埋設(クシャミ性ガス筒9, 901缶、催涙性ガス筒131缶)	18 53 59 59' 61 63 72 76 以上大久野島地区 17 79 以上広島地区(注)53は愛媛県海域であるが便宜上本県に入れた。	(ア)1の13の処分状況は2の5であり、1の14は1の13に集められた後、2の5に投棄された。 (イ)大久野島島内においては、3の59、61といずれもクシャミ性ガス筒発見事案があり、処理済みである。また、県民休暇村建設の際及びクシャミ性ガス筒発見のつど島内の調査が実施されているが、イペリット等びらん性ガスの発見事案はない。最近では3の76の事案が発生しているが、検査の結果毒性は認められていない。島内に関する限り危険予測材料なし。 (ウ)大久野島周辺海域については、本海域に毒ガス弾等を投棄したとの資料の該当はないが、3の18、53、72の如く死傷者の発生をみており、終戦直前または終戦直後に正規の処分方法以外の方法で本海域に投棄されたものがあると推定される。このため昭44.11.13～20、同12.16～18の2回(3の59')にわたり、実地調査されたがいずれも発見に至っていない。 (エ)3の17は、終戦後処分作業に従事した業者の処分もれ分が発見処分されたものである。79は大久野島より運搬され広島市内の倉庫会社に放置されたままのものであり、県側は処理を希望している。
山口	15	6	77	(ア)1の15は一部が大久野島に集められ2の5に処分され、一部が2の6に処分されたと推定されるが、2の6にどの程度投棄されたかは不明である。 (イ)このため昭和47.6.13～16日の間、実地調査を実施(3の77)したが、存否を確認することはできなかった。
鳥取				危険予測材料なし。
島根				同 上
香川				同 上
徳島				同 上

愛媛				同 上
高知				同 上
福岡	16 18		11 39 40 47 48 55 57 67 68 69 74 75 以上北九州 地区 5 27 49 以上苅田港地区	(ア)1の16は終戦時すでに在庫がなかったとの証言がある。 (イ)3の北九州地区の事案は、1の16の処分もれと推定される。いずれも単発的発見である。今後、単発的に発見される可能性はあるものと考えられる。 (ウ)3の苅田港の事案は1の18の処分もれと推定される。昭和41年以降の発見事例はなく、危険は予測されない。
佐賀				危険予測材料なし。
長崎				同 上
大分	17	7	6 7 10 13 31 以上別府湾地区 41 42 46 56 58 66 73 以上大分・ 中津地区	(ア)1の17及び周辺部隊等の保有していた分が2の7に投棄された。 (イ)別府湾については、3の6、7、10の事案が発生したため昭30.9.16～昭31.12.6の間掃海(3の13)実施後、発見事例はない。 (ウ)大分・中津地区の3の事案7件は周辺配置部隊等が保有していたものの、処分もれと推定される。危険予測材料はない。
熊本				危険予測材料なし。
鹿児島				同 上

注 調査結果報告(案)は、昭和48年当時の資料と思われるが、作成者及び出典は明らかになっていない。
なお、地名等の誤記については適宜訂正してある。